

令和 5 年 3 月 2 3 日 (木)

# 共助活動のモデル事例の成果と 令和 5 年度の取組について

# 共助活動のモデル事例の成果

## 令和4年度の取組について

○共助活動の活性化を図るため、モデル事例の創出を行う「安全で安心な県づくり促進事業」を創設し、伊達市及び三春町においてモデル地区を指定の上、大学に委託し、「**地区防災計画**」の策定支援を実施した。

伊達市 対象：山野川地区北部行政区 委託先：福島大学

三春町 対象：御木沢地区 委託先：郡山女子大学

○対象地区の状況を確認し、主な課題と対応について整理した。

○また、今後、伊達市・三春町以外の市町村においても、策定の参考になるよう策定までの手順等を分かりやすくまとめた動画を作成した。

# 地区防災計画策定に係る「課題」と「対応」について

- 危機管理課では福島大学及び郡山女子大学からの実施報告を基に地区防災計画の策定を促進する上での「課題」と「対応」について次のとおり整理した。

課題① 住民及び行政職員の地区防災計画に係る知識の不足（制度理解、計画内容）

課題② 住民及び行政職員の計画策定に係る実践方法の習得が必要（まち歩き、ワークショップ等）

課題③ 地域住民のマンパワー不足

課題④ 関係する行政機関の連携したサポートが必要

# 地区防災計画策定に係る「課題」と「対応」について

- 「課題」への「対応」

課題① 住民及び行政職員の地区防災計画に係る知識の不足（制度理解、計画内容）



対応① 住民に対しては、地区防災計画策定までの手順等を分かりやすくまとめた動画を県ホームページで周知したり、ワークショップなどの場で防災士等に助言をいただくなどして知識を深めてもらう。

また、行政職員に対しては、それらに加え、制度理解研修を行うなどして知識を深めてもらう。

# 地区防災計画策定に係る「課題」と「対応」について

- 「課題」への「対応」

課題② 住民及び行政職員の計画策定に係る実践方法の習得が必要（まち歩き、ワークショップ等）



対応② 住民と行政職員が一緒に「ワークショップ」などを実施し、その際に防災に知見を有する大学教授や防災士に進行等についてサポートしていただき、実践方法の経験を積む。

# 地区防災計画策定に係る「課題」と「対応」 について

- 「課題」への「対応」

課題③ 地域住民のマンパワー不足



対応③ 策定の主体は地域住民であることから、ワークショップなどを進める際には地区の方にも積極的に参加していただけるよう関係機関と調整しながら進める。

# 地区防災計画策定に係る「課題」と「対応」について

課題④ 関係する行政機関の連携したサポートが必要



対応④ 地区防災計画は、防災だけでなく、河川や道路、保健福祉関係など、複数の分野における情報が必要であるため、行政側も関係部署と連携をしながら住民をサポートしていく。

## 令和5年度の取組について

- ・令和4年4月1日現在、県内での「地区防災計画」の策定実績は「8市町村23地区」にとどまり、全県的に策定が進んでいない状況である。
- ・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえると、共助の取組である「地区防災計画」の策定を早急に促進させることが重要である。
- ・そのため、前述の「課題」と「対応」を踏まえ、令和5年度以降も「地区防災計画」の策定を支援することとした。

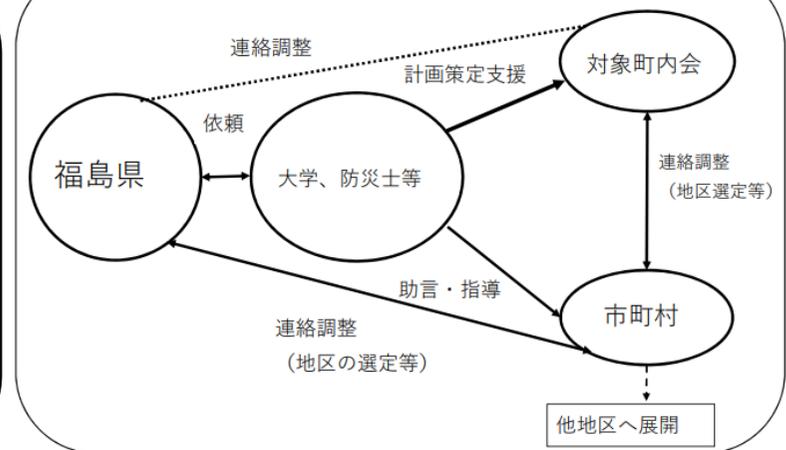
# 令和5年度の取組について

- 令和5年度から令和6年度にかけて「地区防災計画」策定事例がない市町村に対して支援を行い、各市町村において「地区防災計画」のモデル事例を創出する。

支援対象

令和5年度⇒県北、会津、南会津  
令和6年度⇒県中、県南、相双

スキーム



# 令和5年度の取組について

## 安全で安心な県づくり促進事業

### 地区防災計画策定に向けた取組内容

	取組項目	実施内容	ファシリテーター	参加者
①	制度理解研修	「地区防災計画作成の手引き」等を活用して、行政の実務的手法について研修を行う。	県 (講師として内閣府職員などを想定)	市町村職員
②	策定モデル地区の選出	各市町村において、モデルとなる地区を選定してもらう。	—	市町村職員
③	合同ワークショップ	ハザードマップや各地区の地図を用いて、地区の災害リスク、課題等を把握、また、まち歩き箇所を決めるなどの事前準備を行う。	研修講師	市町村職員 地区住民
④	合同まち歩き	各市町村において、まち歩きを実施する。実際に自分が住む地区を歩いてみて、地区内の自然、施設、人、災害時に危険なところ等を記録する。また、防災マップをまとめる。	アドバイザー（大学教授、防災士会、防災士、学生）	市町村職員 地区住民
⑤	地区防災計画策定ワークショップ	地区で活動する組織の体制など地区防災計画に記載する内容について住民同士で話し合い決定する。地区の状況により、2回程度実施予定。	アドバイザー（大学教授、防災士会、防災士、学生）	市町村職員 地区住民
⑥	地域防災計画への策定	作成した地区防災計画を地域防災計画に規定	—	市町村職員
⑦	成果発表会	策定された地区防災計画について発表会を開催して発表してもらう。	県	市町村職員 地区住民